

「一関市民憲章」制定

一関市民憲章

- 一 わたくしたちは ゆたかな自然と悠久の歴史に育まれた いわいの里に誇りをもち 心あわせて活力ある一関をつくるため この憲章を定めます
- 一 教養を高め 誇れる文化を育てます
- 一 健康で働き 豊かな郷土を築きます
- 一 自然を愛し 美しい環境を守ります
- 一 思いやりと協力で 安全なくらしをつくります
- 一 地域が結び合い 輝く一関を目指します

3月28日の協議開始以来、6回の委員会と2回の小委員会にて策定作業を進めてきた市民憲章策定委員会(日比野傳輔委員長・委員10人)は8月25日、前文と本文5条で構成する市民憲章を策定し、浅井市長に報告しました。市はこれを受けて9月1日、「一関市民憲章」を制定しました。報告にあたり、同委員会は「市民、企業、地域自治組織、行政などあらゆる個人、団体の行動指針、道徳指針であり、住みよいまちづくりへの願いを込めた」と



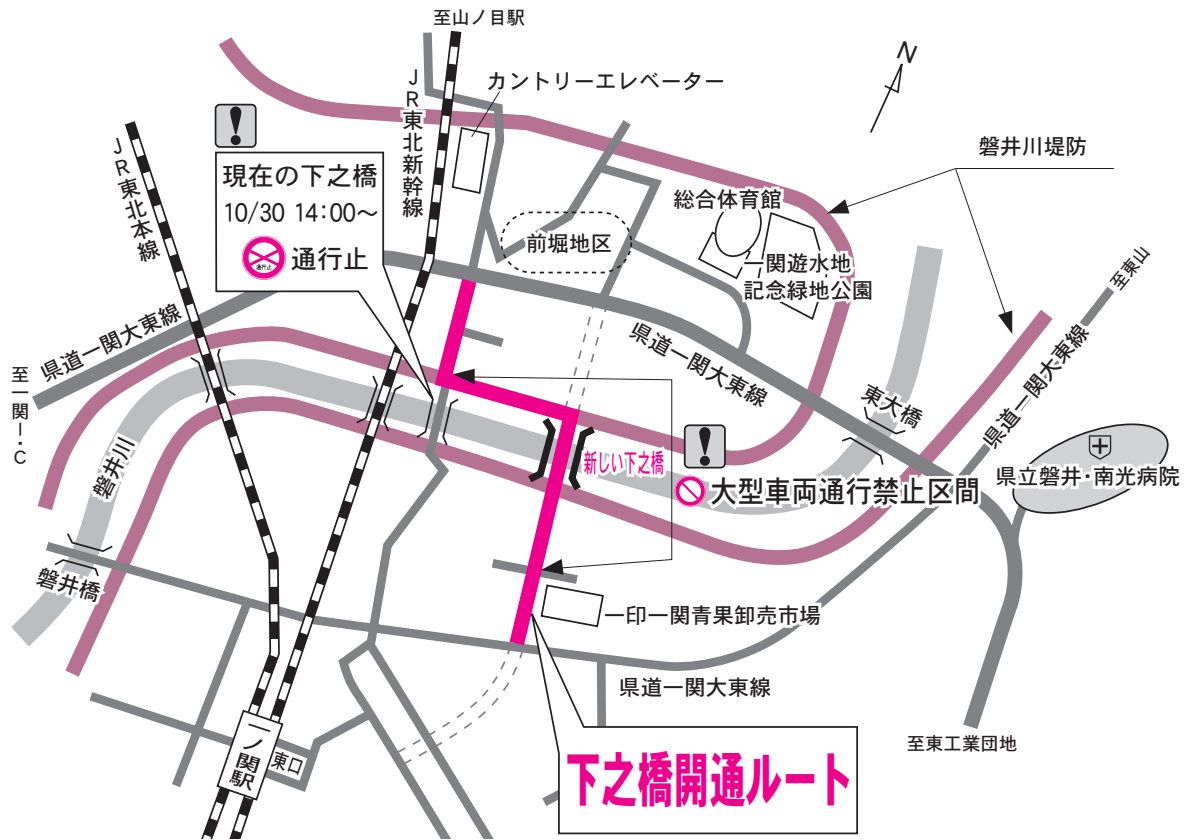
日比野委員長(右)から浅井市長に、策定した市民憲章が手渡されました

し、市民憲章策定の基本的な考え方を次のとおり示しました。
①前文は、先人の積み重ねてきた歴史や伝統に培われた「一関のまちのかたち」を表し、一関市民としての誇りを持ち、活力あるまちづくりへの願いと決意を込めて憲章を定めることを宣言した。
②5条からなる本文の1〜4条は市民生活の行動目標として「教養」「健康」「自然」「思いやりと協力」をキーワードとし、「文化の創造」「産業の発展」「環境の保全」「安全安心な暮らし」をしっかりと築き上げることを行うため、5条では市民が一体となって一関の将来の目指すべき方向性を示した。

日比野委員長から報告を受け、浅井市長は「新市にふさわしい、市民の心よりどころとなる素晴らしい市民憲章を策定いただいた。一関市に暮らす人々の生活が心豊かなものになるよう、普及に努めたい」と述べました。制定された市民憲章は、市内各施設に掲示して市民への周知を図るほか、市民憲章運動の推進組織を立ち上げ、普及に努めていくこととしています。

●問い合わせ先
本庁地域振興課振興係

新「下之橋」10月30日月開通



下之橋開通ルート

昭和28年7月に完成した現在の下之橋は、老朽化が進むとともに幅員が狭いため、磐井川堤防改修工事に関連し平成5年度から架け替え工事を進めてきました。このたび工事が完了することに伴い、10月30日(月)から新しい下之橋の供用を開始します。

一般車両の通行開始は、14時からとなります。下之橋開通と同時に、現在の下之橋は通行止めとなります。また、新ルートは一部道幅が狭いことから、大型車両は通行禁止(マイクロバスを除く)となりますのでご注意ください。

- ◆日時：10月30日(月)10時30分
- ◆会場：下之橋(一関側)
- ◆内容：テープカット、開通パレードほか

◎問い合わせ先
本庁建設課計画係

「地域の子どもは地域で守る」 スクールガード・リーダー5人を委嘱

子どもたちの安全対策については現在、地域住民による見守りボランティア活動や登下校時のパトロールなど自主的な取り組みをいただいております。市でも携帯警報器を貸与し、行政と学校、地域が連携して対応に当たっています。市ではこれをさらに進め、「地域の子どもは地域で守る」を合言葉に、子どもたちが一層安心して学ぶことができる学校づくりを目指して、8月28日、交通指導員や行政区長などの経験者5人を市地域学校安全指導員(スクールガード・リーダー)として委嘱しました(任期は19年3月31日まで)。



スクールガード・リーダーの皆さん(左から加藤さん、小山さん、吉田さん、佐藤さん、千葉さん)

次の皆さんです(敬称略)。

- 一関地域担当
千葉健治(64) 旭町
- 花泉地域担当
佐藤敏春(59) 花泉町涌津
- 大東地域担当
小山利一(70) 大東町沖田
- 千厩・室根地域担当
吉田剛(72) 室根町折壁
- 東山・川崎地域担当
加藤年万(67) 東山町長坂

◎問い合わせ先
教育委員会学校教育課
☎65593